

平成 20 年度第 4 回総合セキュリティ対策会議

(平成 20 年 12 月 8 日)

発言要旨

1. 児童ポルノの流通を防止するための取り組みについて

【部外有識者から、米国における児童ポルノ流通防止対策について発表】

T O R - N E T というネットワークがあり、これは高度に暗号化され、非常に匿名性が高く、これを使ってウェブページにアクセスした者を特定することは困難だと言われている。このような匿名性の高いネットワークが児童ポルノの掲載に使用された場合には、捜査が非常に困難になると思われるが、既に何らかの対応をされているのか。

発表者： T O R - N E T というものは把握していないが、同種のネットワークは多数ある。民間、N G O、捜査官、政府が協力しなければ、この問題を解決することは難しい。

N C M E C (The National Center for Missing & Exploited Children) が受けた日本に関わる児童ポルノ等の通報件数は2008年1月1日から12月2日までで540件であったとのことだが、全体では何件あるのか。また、日本に関わる件数は諸外国と比べて多いのか。

発表者： N C M E C は、毎日200件から250件の通報を受けているが、この期間の合計件数や他の諸外国の件数は確認していない。

他国や民間組織と連携して国際的に捜査を行う上で、改善すべき点や困難があると考えられている点を教えていただきたい。

発表者： 法律が各国で異なり、犯罪者は、その行為が犯罪にならない国のウェブサイト、サーバを使用して犯罪を敢行することによって捜査が難しくなるという問題がある。

N C M E C とはどのような組織なのか。

発表者： N C M E C は、1984年に国会議員や当時の大統領ロナルド・レーガンによって設立された非営利団体であり、アメリカ議会が毎年予算を出してい

る。司法省もNCMECと協力しており、FBI特別捜査官や分析官がNCMECで勤務している。詳細については、(NCMECの)ウェブサイトを見ていただきたい。

NCMECは、児童ポルノだけではなく、誘拐等により行方不明となった児童の発見にも携わっている。行方不明になった児童の発見率は、以前は60数%であったが、NCMECの働きによって、現在では96%となった。カトリナ・ハリケーンの際にも何千人もの児童が行方不明になったが、NCMECによって全ての児童を発見することができた。今後もアメリカで大きな被害が発生した際には、NCMECが携わり、児童を守る役割を果たすであろう。

【委員より、児童ポルノ対策に関する国際的な取組み状況について発表】

先般ブラジルにおいて開催された第3回児童の性的搾取に反対する世界会議での決議において、プロバイダー等に対処を求める内容が盛り込まれたと聞いている。

本会議には、プロバイダーはどれくらい参加していたのか。

また、参加したプロバイダーから、法律で規制されていない内容についてプロバイダーに対処を求める決議がなされると、プロバイダーの責任が重くなり、リスクが大きくなることから反対である旨の意見はなかったのか。

さらに、例えばホスティング業者がサーバに児童ポルノを蔵置していることなど、事業者が児童ポルノを閲覧できる状況を作っていることについては、何か議論がされたのか。

発表者： 参加したプロバイダーについて、正確な数は把握していない。

今回の会議の決議案における「アクションプラン」中には、インターネット関係事業者に関連した法整備を各国に求める内容の記述が二点あった。一つはインターネット関連業界に対し児童ポルノサイトへの対策を求めるために必要な法的措置を要望するものである。もう一つは、その種の業界の取り組みをさらに促すための法的な整備を要望するものである。この決議は基本的に、法的拘束力を持っている文書ではない。あくまで会議に出席した3,000人が次回会議までに現在の状況を少しでも進めることを目的とした宣言文である。一方的に事業者や政府に対して何かを求めるものではない。

また、児童ポルノが閲覧可能な状況についての議論は、特になかったと思う。

ただ、ブラジルで児童ポルノ画像が流通していたSNSについて、対策を求める声が国内で高まったことを受けて児童ポルノの閲覧をできないようにするための措置が採られた事例が成功例として複数のワークショップで報告されていた。

【事務局より、英国・イタリアにおける児童ポルノ流通防止対策について発表】
(質疑等なし)

【事務局より、これまでの議論と論点について説明】

サイト管理者等による児童ポルノの削除に関して、海外サーバについては確かに困難であろうが、国内サーバについてサイト管理者による削除を少し強く進められないものか。ブロッキングの話題が出ているが、海外はともかく、国内のものであれば、サイトから削除することが根源的な解決となるのではないか。

前提として、現在法令により児童ポルノと定義されているものに限定して議論をしていると思うが、例えば漫画等を対象として加えるか否かについても検討する必要があるのではないか。その上で法令に定義されたもののみを対象にするのであれば、その旨を報告書に記載すればよい。

御指摘のとおり、現在の法律において違法であるものを前提にしているが、それ以外のものも含めるべきか議論していきたいと考えている。

児童ポルノに関する基本的な認識として、「絶対に許せないもの」との表現が用いられているが、これは委員の間で既に共有されている認識なのか。

事務局：事務局としては、これまでの議論の中で、委員の皆さんが児童ポルノは「絶対に許せないもの」である旨の認識を共有されていると、理解している。

少なくとも現行の法律で違法であると明確に定義されている児童ポルノに関しては、合意があるものと考えている。他の委員からも特に異論はないと考えているが、よろしいか。

「インターネット上での児童ポルノの流通経路」としてウェブページを通じた経路について述べられているが、実際にはコミュニティ中での情報交換によって児童ポルノが広まるという経路もあるのではないか。このような経路に対しては、児童ポルノサイトの検索結果を非表示化することは全く意味がないと思う。現状を把握した上で対策を講じていくことが必要であり、それがブロッキング等の対策の有効性を考える上でも重要だと思う。

また、様々な流通防止対策が記載されているが、もう少し本質的な内容がわかる形で整理していただきたい。コアになるのは、おそらく情報の収集及びその利用方法についてだろう。児童ポルノサイトに関する情報を正確に収集できることが重要である。情報の利用方法については、何が最も本質的で問題解決につながるのかということがもう少し明確に順序立てて分かるように整理すべきであると思う。基本的には、ブロッキングという形で利用していくことがより根源的だと思っている。また、検索エンジンにおける対策とフィルタリングの利用による対策に関しては、やや期待され過ぎであると思われるが、その機能や果たしている役割を整理した上で、本当にどの部分が期待できるのかを考えていただきたい。

いずれも非常に重要な御指摘であった。事務局には、御指摘いただいた内容を踏まえて報告書案を作成し、次回その結果を提示していただきたい。

2. その他

【委員より、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会における検討状況について報告】

(質疑等なし)

3. 今後のスケジュール

【事務局から、平成20年度年間スケジュール等について説明】

(質疑等なし)

本日の議論を活かし、次回は今後の方向性についてもう一步練り上げて参りたい。